年金額回復の具体的事例

○ 平成23年8月22日から平成23年8月26日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額（年額）	年金額（年額）		概要		（参考）一定の前提での増加総額の機械的計算（※）
				回復前	回復後			
1	69歳	男	958,000円	0円	958,000円	回復前の国民年金加入期間105月及び厚生年金加入期間180月に厚生年金加入期間55月を追加。	○老齢年金受給の可否の確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録（氏名未収録）が判明し、記録を統合した。 ○ご本人はこれまでの加入期間が少ないために老齢年金を受給できないと思っていたが、今回の厚生年金の記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約2,290万円
2	88歳	男	673,700円	2,098,500円	2,772,200円	厚生年金加入期間279月の報酬を訂正。	○年金加入期間と報酬月額の再確認の申出がご本人から郵送される。 ○ご本人の年金加入期間について被保険者台帳等を調査したところ、コンピュータ記録の報酬月額に相違が判明し、記録を訂正した。	約1,890万円
3	87歳	女	558,400円	1,741,500円	2,299,900円	回復前の厚生年金加入期間307月に116月を追加。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,610万円
4	故人（92歳）	男	539,300円	1,451,000円	1,990,300円	回復前の厚生年金加入期間299月に126月を追加。 併せて、厚生年金加入期間42月の報酬額を訂正。	○「ねんきん特別便（名寄せ便）」のフォローアップ対象者であるご本人（故人）のご遺族（子）が、回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人のものと思われる厚生年金の記録とご遺族の申出の職歴が一致したことから、記録を統合した。併せて、報酬額について被保険者台帳等を再確認したところコンピュータ記録の報酬額に相違が判明し、記録を訂正した。 ○今回の記録判明による増加分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約1,730万円（未支給分）
5	故人（79歳）	男	473,100円	1,102,800円	1,575,900円	回復前の厚生年金加入期間250月に122月を追加。	○ご本人（故人）の死亡届等の手続きに、ご遺族（妹）が相談窓口を訪れる。 ○ご遺族に、故人の職歴等について確認をお願いしたところ、ご遺族の申出と一致する厚生年金の記録（生年月日の一部相違）が判明し、ご遺族に生年月日の一部相違を確認し、記録を統合した。 ○今回の記録判明による増加分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約900万円（未支給分）
6	82歳	男	466,800円	1,600,300円	2,067,100円	回復前の厚生年金加入期間325月に61月を追加。	○年金加入期間の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録（氏名未収録）が判明し、記録を統合した。	約1,110万円

番号	年齢	性別	増加年金額（年額）	年金額（年額）		概　　要		（参考）一定の前提での増加総額の機械的計算（※）
				回復前	回復後			
7	故人（83歳）	女	408,600円	1,483,600円	1,892,200円	回復前の厚生年金加入期間229月に96月を追加。	○「ねんきん特別便（全員便）」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録（氏名未収録）が判明し、記録を統合した。 ○後日、ご本人（故人）のご遺族（子）から、ご本人の死亡届と年金額再計算申出書が提出され、今回の厚生年金の記録判明による増加分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約940万円（未支給分）
8	82歳	女	387,200円	806,600円	1,193,800円	回復前の厚生年金加入期間5月に96月を追加。	○年金加入期間の再確認の申出がご本人から郵送される。 ○ご本人申出の職歴及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,120万円
9	82歳	女	378,500円	1,041,700円	1,420,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に91月を追加。（老齢基礎年金受給者）	○一般的な年金相談（遺族厚生年金等）に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○その際、ご本人に年金加入期間の再確認をお願いしたところ、ご本人の申出の旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,090万円
10	70歳	女	332,100円	857,700円	1,189,800円	回復前の厚生年金加入期間136月に102月を追加。	○ご本人から「厚生年金の記録に脱退手当金の支払いを受けたとされる期間があるが、支払いは受けていない」と申出を受ける。 ○年金記録確認第三者委員会（総務大臣）あての年金記録に係る確認申立書を受付し、年金記録確認第三者委員会へ回付する。 ○その後、総務大臣から脱退手当金を支給した期間を回復するようにとの年金記録訂正のあっせんを受け、記録を訂正した。	約960万円

年金記録が回復した経緯別内訳（今回の10事例）

ねんきん特別便（名寄せ便）	1件 （事例 ４）
ねんきん特別便（全員便）	1件 （事例 ７）
受給者便（加入期間及び報酬額のお知らせ）	1件 （事例 ３）
第三者委員会（あっせん）	1件 （事例 10）
その他（一般年金相談）	6件 （事例 1、2、5、6、8、9）

フォローアップ（電話・文書・訪問）対象事案	1件 （事例 ４）

（注1） 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額（年額）の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

（注2） ※の「（参考）一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命（男性＋18.86歳、女性＋23.89歳）までの期間（この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース（未支給分）は死亡時までの期間）について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない（実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない）

〈参考：用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者（約1億９百万人）に加入記録を送付（19年12月から20年10月）し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」

基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付（19年12月から20年3月）。

「全員特別便」

それ以外の全ての方へ送付（20年4月から10月）。

○フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録（基礎年金番号に統合されていない記録）の持ち主である可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約６８万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付（21年12月から22年11月）し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○脱退手当金

昭和61年3月までの厚生年金保険法において、60歳に到達したとき、または、60歳に到達したあと厚生年金の資格を喪失した方で、加入期間が短期間であるために、いずれの年金も受けることができないときに、お支払いする一時金。

○年金記録確認第三者委員会

年金記録の確認について、国（厚生労働省）側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務として平成１９年６月に総務省に設置された組織。委員は専門性及び見識の高い法曹関係者、学識経験者等から任命されている。

【お問合わせ先】

日本年金機構　年金給付部
　岡村　計三　（電話:０３－６８９２－０７６９）